

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 7

場所		液状化や崖崩れ、地盤沈下などから身を守る／応急・復旧段階／D-3-1 「危険箇所の点検」
日時		

		主体					
		自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
		誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
時間軸	備えの段階					県	○土砂災害危険箇所の危険度を、応急的に判断する技術者の養成
		県民	○地震被害のうち、液状化、崖崩れなどの被害に対応する方策を確認する(D-2-1) ○住んでいる地域の地盤について学習会をして、どこが危ないかを理解しておく(D-2-1)	自主防災組織	○ハザードマップの作成等をつうじて危険箇所を明確にし、その情報を共有する(D-2-1)	県	○地域住民等に対して、急傾斜地崩壊危険区域等の情報提供(D-2-1) ○マップ作り(D-2-1) ○応急復旧法の検討マニュアル化(D-1-1) ○道路、橋、のり面等の検査と対策(D-1-1)
	地震発生時						
	応急・復旧段階	県民	○地権者各自での対応では無理で、ある地区一帯での判定になる ○地権者、利用者等の話し合いの場が必要でしょう ○関係する危険箇所の点検を行う ●(余震で)新たに崖くずれ等が起こるので安全点検が済むまで避難を続ける(D-2-1)	自主防災組織	○円滑な危険箇所の点検 ○判断がつかない場合には立ち入り禁止等の看板を設置する ○二次的被害防止のために、行政が行う対策について協力する	県・市町村	○二次被害の防止(危険箇所の点検、立入禁止など 応急対策、情報提供、避難対策) ○円滑な危険箇所の点検 ○判定士、判定技術 ●斜面点検(余震で災害防止)(D-2-1)
		県民	○市内のマンションビルは、誰が復旧の責任を負うかなど難しい問題が出てくる(H-3-1) ○再利用の可能性を早急に判定し、知らせる(A-3-1)				
	復興段階						